2021年12月27日日 本銀行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める 信託の受託者の選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の 買入れ等にかかる受託者の選定を適切に行う観点から、「指数連動型上場投資 信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」(平 成29年1月31日決定)を別紙.のとおり一部改正することとしましたので、 お知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課 (03-3277-1272)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の 受託者の選定に関する細目」中一部改正

- 3. (1)を横線のとおり改める。
 - (1)受託者は、2. (1)の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ、略(不変)

口、略(不変)

ハ、信用力に関する次の要件を満たすこと

- (イ) 自己資本の充実
 - a. 略 (不変)
 - b. 略 (不変)
- (ロ) 流動性にかかる健全性
 - a. 略 (不変)
 - b. 法令により流動性カバレッジ比率規制<u>および安定調達比率規制</u>が適用される場合には、流動性カバレッジ比率<u>および安定調達比率</u>が、基準時点において、法令により定められた水準を満たすこと。ただし、流動性カバレッジ比率<u>または安定調達比率</u>が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、本要件を満たすものとみなす。
- (ハ) 略 (不変)
- (二) 略(不変)



(附則)

この一部改正は、2021年12月27日から実施する。ただし、この一部改正前の本細目に基づき、現に受託者として選定されている先にかかる取扱いについては、なお従前の例による。